

青少年指導員について

青少年指導員の概要

名 称	藤沢市青少年指導員
人 数	224人以内（14地区×16人以内）
委嘱期間	2024年（令和6年）4月1日から 2026年（令和8年）3月31日までの2年間
活 動 費	年額63,600円（年4回交付） （源泉徴収税率3.063%）
委 嘱 者	藤沢市長及び神奈川県知事
年 齢	委嘱するときにおいて65歳以下
活動内容	①青少年の体験活動の促進 ②青少年団体の育成及び支援 ③青少年に望ましい地域づくりの推進 ④青少年に関する相談及び支援 ⑤青少年に関する調査及び情報提供 ⑥青少年の非行防止を図るための街頭指導
推薦 依頼先	・市内14地区青少年育成協力会 ・市内公立小・中学校及び保護者の代表

藤沢市青少年指導員活動基準要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、本市の青少年行政への協力と地域における青少年の健全育成及び非行防止を図るため、藤沢市青少年指導員（以下「指導員」という）を有償ボランティアとして委嘱するとともに、指導員の活動について必要な基準を定めることを目的とする。

（定数）

第7条 指導員の定数は、224人以内とする。

（推薦・委嘱）

第8条 市長は、市内14地区青少年育成協力会会長、市内公立小学校・中学校長及び保護者の代表が推薦するものを指導員として委嘱（本要綱で規定する活動への協力・依頼）することができる。

（資格）

第9条 指導員の資格は、次のとおりとする。

- （1）委嘱する日において65歳以下であること。ただし市長は、市長が特に認めた者についてはこの規定によらず、指導員として委嘱することができるものとする。
- （2）青少年の指導について深い理解及び関心を有する者。
- （3）指導員の任期は、2年とする。ただし、後任の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

青少年指導員とは？

青少年指導員とは、神奈川県知事・藤沢市長から委嘱を受け、地域の青少年のために健全育成活動と非行防止活動を行う人たちです。1期につき2年従事していただきます。



市内14地区（六会・片瀬・明治・御所見・遠藤・長後・辻堂・善行・湘南大庭・藤沢東部・藤沢西部・村岡・鵜沼・湘南台）にそれぞれ16人います。

青少年指導員
ワッペン

16人のうち、各地区の青少年育成協力会（以下「地区青少協」）から推薦される人と、小中学校から推薦される人がいます。小中学校から推薦される人は、青少年指導員になると地区青少協にも所属をします。

活動費（謝礼）はどのように支払われるのか？

青少年指導員には、年額63,600円が謝礼として、年4回に分けてご指定いただいた口座に交付されます。なお、所得税の源泉徴収税率3.063%がかかります。

年度途中で委嘱された場合は、所属している月数分、月割りで計算をした額を交付します。

推薦が決定しましたら、青少年課から、謝礼の交付に必要な書類（口座振込依頼書等）をいただくためのお手紙を発送します。返信用封筒がついていますので、期日までにご返送ください。

健全育成活動・非行防止活動とは？

青少年指導員は、健全育成活動を行う「育成部会」と、非行防止活動を行う「街頭指導部会」と、各地区16人を8人ずつ割り振りし、所属する部会の活動を中心に行います。

●健全育成活動とは…

おまつりや遠足、紙芝居の会、音楽会など、青少年に様々な体験を提供し、健全育成を図る活動です。

●非行防止活動とは…

地区内をパトロールしたり、キャンペーンなどの啓発事業を行ったり、青少年が犯罪被害に巻き込まれたり非行に走ったりすることを防止する活動です。

具体的にどんな活動をどれくらいするのか？

青少年指導員は、県・市の青少年指導員であると同時に、地区青少協の会員でもあります。

青少年指導員として行う市青少年指導員協議会事業（①・②）と、地区青少協の会員となることで参加する地区青少協の事業（地区の活動）（③）があります。また、地区によっては、地域子ども家の運営委員や、放課後児童クラブの運営委員を兼ねることもあります。（④）

③・④は、無償ボランティア活動となります。

①月2回のパトロール

月に2回1～2時間程度のパトロールを実施します。うち1回は青少年課に所属している街頭指導員（警察OB）2人が随行し、パトロールについての指導や情報共有を行います。

日程・時間帯は地区により異なります。



②青少年指導員協議会事業（全市的な事業）

地区16人を事業の担当ごとに分け、それぞれの事業に従事していただきます。
担当でない事業であっても、研修会等の全体事業は全員に出席をお願いしています。
詳しくは別紙「青少年指導員協議会事業」をご参照ください。

③地区青少協の事業（地区の活動）

地区青少協が行う事業（公民館まつりの参加等）に参加協力します。事業の内容については、各地区によって異なります。

④地域子どもの家や放課後児童クラブの運営委員

青少年指導員を地域子どもの家や放課後児童クラブ、青少年会館等の運営委員に一定数あてている地区もあります。その場合、運営委員会への出席や事業への参加協力をお願いがあります。

活動の日時・時間帯は？

通常の委員会や研修、講演会等は平日の午前中に開催し、理事会は7・12月を除いて午後で開催します。一部、変則的な時間帯の事業もあります。

例：みらい子どもフェスタ（5月5日祝日の1日従事）、夏・冬の街頭指導キャンペーン（平日夕方）、JUMP UP U-20 WINTER CONCERT（土日の1日）

全体の日程については総会でお示しするほか、細かい委員会日程は毎月の理事会で都度ご連絡します。

仕事をしていてあまり活動に参加できないが大丈夫か？

仕事や家庭の事情等はそれぞれあるかと思いますので、出席依頼をさせていただくものについて、状況に応じて欠席されることはやむを得ないと捉えております。できる範囲で活動にご参加ください。

事業予定、委員会日程等は早期にお示しできるよう努めますので、なるべくご調整いただければ幸いです。

事業にかかるお金はどのように出ているのか？

青少年指導員協議会事業は、藤沢市から青少年指導員協議会への委託事業として実施しております。委託費は協議会の口座に支払われ、出金は会計（理事のうち2人）が行います。物品の購入等をしていただいた場合、購入元に青少年指導員協議会宛ての領収書を発行していただき、その領収書を以てお支払いいただいた金額を後日お渡しします。

交通費は出るのか？

青少年指導員協議会事業については出ません。ただし、県研修や県大会等への出席依頼で市外に出る場合に限り、委託費から支出をします。お渡しは、1年間の旅費をすべてまとめて、年度末（3月）頃になります。